

宇治市歴史的風致維持向上計画検討委員会設置要項

(目的)

第1条 平成21年7月に公表した「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」の実現を図るため、宇治橋周辺地区を対象として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条の規定に基づく、歴史的風致維持向上計画を策定することとしている。

この計画策定にあたり、専門的な見地から検討を行うため、宇治市歴史的風致維持向上計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、宇治市歴史的風致維持向上計画（案）の策定等に必要となる次の事項について検討する。

- (1)歴史的風致の維持および向上の方針に関する事項。
- (2)重点区域の位置および区域に関する事項。
- (3)文化財の保存または活用に関する事項。
- (4)歴史的風致維持向上施設の整備または管理に関する事項。
- (5)歴史的風致形成建造物の指定の方針に関する事項。
- (6)歴史的風致形成建造物の管理に関する事項。
- (7)その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会議を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことが出来ない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、専門的な意見を求めるために、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することが出来る。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部歴史まちづくり推進課において処理する。

(補足)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会に諮って委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成22年3月25日から施行する。